

日本の知財教育史

—知財立国宣言と知財教育の経過—

世良 清*

Email: sera.nagoya@gmail.com

*1: 三重県立津商業高等学校

◎Key Words 知的財産、知財教育、知財創造教育コンソーシアム

1 はじめに

日本では、知財立国宣言を受けて、10年を迎えた。2017年1月には、内閣府に「知財創造教育コンソーシアム」が発足し、次のステップへと向かいつつある。この機会に筆者は10年の知財教育の経過を後世に残すために、日本知財教育史の編纂に着手した。日本の知財教育は、概ね、知財立国宣言以降の知財教育と、その前史ともいえる発明教育の歴史を記録する。

2 知財教育とは何か

そもそも知財教育とは何を指すのか。もともと、知的財産の位置づけは、発明や考案といった理工学的なアプローチで捉えられ、一方で、特許権や著作権などの権利化、経済価値といった法学あるいは経済学的なアプローチから捉えられるといったように、学際的な存在である。知財教育はその教育であるから自然科学的な教育面と、人文・社会科学的な教育面とが併存する。

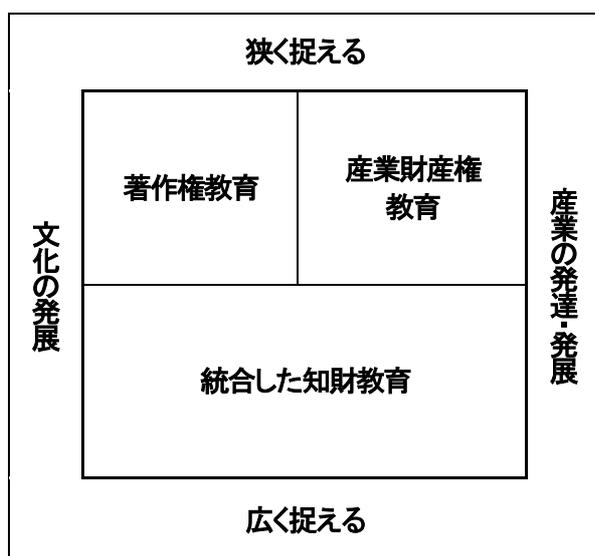


図1 知財教育のロードマップ

従って、その定義には曖昧さが残存するのは否めないが、筆者は、知財教育は2軸で捉えることができると考えている(図1)。1軸は、知財権を、文化の発展を目指す著作権と、産業の発達・発展を目指

す産業財産権と区別した。両者は、その制定の経緯や歴史、あるいは行政の枠組みも異なり、別物ととらえられることが多い。もう1軸は「商標権や特許権などの産業財産権を学び、取得すること」は、「産業財産権教育」あるいは「知財権教育」であり、すなわち「狭義の知財教育」である。一方、著作者や創作者に敬意をもって接し、あるいは自ら創意工夫してアイデアを生み出すこと、さらには産業財産権をビジネスに活用することは、「広義の知財教育」ということになる。広義の知財教育は、「発明教育」「創造性教育」との区別が不明瞭との指摘もあるが、狭義の知財教育である「著作権教育」と「産業財産権教育」を統合したものであり、知財教育の土台として位置づけられる。

3 知財立国宣言と知財教育の経過

日本の知財政策は、2001年に特許庁長官の呼びかけで「2010年に世界一の知財立国をつくろう」と知的財産国家戦略フォーラムが結成され、6次にわたる提言がなされたことに端を発する。大学、教育、企業、行政、外交、立法、司法の7分野で知財に関する抜本的な改革が提言された。2003年3月、「内外の社会経済情勢の変化に伴い、わが国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進する」ため、内閣に知的財産戦略本部が設置された。以降、年次の「知的財産推進計画」が公表されてきた。推進計画には、知財教育の重要性が明記され、日本の知財教育が進展してきた。知財立国宣言と、それに伴い知的財産基本法の制定など、すなわち、日本の知財教育の歴史は、知財政策の起点と軌を同じくするもの捉えられる。

2002年に成立した知的財産基本法第21条で「国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講じるものとする」としており『知的財産推進計画2003』には「知的財産教育に関する児童生徒向け教育及び教員向け教育

を推進する」とされ、その後さらに、2007年版では、「学校における知的財産教育を推進させる」と明記された。これを受けて改訂された中学校と高校の学習指導要領に知財の記述が盛り込まれるに至った。

創意工夫に対する興味やオリジナリティの尊重を教えるためには、著作権と共に産業財産権を広く学習することは重要であり、こうして国が定める教育課程に知財が取り入れられ、それに向けて知財学習の内容を普遍化する教育研究が進みつつある。

2016年6月に発表された「知的財産推進計画2016」は4章構成のなかで、「知財意識・知財活動の普及・浸透」の章が立てられ、「知財教育・知財人材育成の充実」と「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」の節がある。「知財教育・知財人材育成の充実」について、「知財戦略を推進するあらゆる場面において鍵となるのは、それを実行する人材である。これらの人材を育てる基盤となるのは教育である」と明確に定義され、今後取り組むべき施策として、「初等、中等、高等教育の各段階に応じ、社会と協働した知財教育を推進する」とある。「小中高等学校における知財教育の推進」に関して、「次期学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知財に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知財の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る（文部科学省）」こと、「先進的な理数教育を実施する高等学校等に対し、今後は、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則等の知識を実社会と関わり得る形にまで具現化することができる、「創造性の発展」を目指し、その資質・能力が将来的な知財の積極的活用・事業化へとつながる取組を併せて実施すること、「大学等における知財教育の推進」に関して、「知財に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校等の事例等を参考にしつつ、知財及び標準化に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す」こと、と、学校段階に応じた内容が示された。さらに、「大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知財の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す」「標準化を担える人材基盤の拡大に向けて、大学においては、1回限りの標準化講座のみならず、文科系・理科系を問わず、学期を通した講座の導入を推進するなど標準化に係る教育の拡充を図る」「知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる」ことなど、より具体的な内容に及ぶ。また、地域・社会と協働した学習支援体制の構築に関して、「知財教育推進コン

ソーシウム（仮称）の構築」は、「地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するため、関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財教育推進コンソーシウム（仮称）」を2016年度中に構築すること、「知財教育推進コンソーシウム（仮称）」を活用し、各教科等で活用可能な知財に関する話題も含め、教育現場に提供できる知財教育に関連するコンテンツを幅広く集約し、広く周知する」「（地域コンソーシウム（仮称）の形成に関して、「教育現場における創造性の涵養とともに、知財の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシウム（仮称）」の構築を促進すること」が挙げられた。

さらに「知的財産推進計画2017」では、「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進」を挙げ、現状と課題として、①「知財創造教育の体系化、②教育プログラム（題材）の収集・作成、③「地域コンソーシウム」の支援、さらに、今後取り組むべき施策として、①小中高等学校、大学における知財教育の推進、②地域・社会と協働した学習支援体制の構築、③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備を挙げている。これらは、日本の知財教育10年の過程を背景に、知財教育の姿が顕在化した。とりわけ、国によって「知財創造教育コンソーシウム」の創設に至ったことは、知財教育の歴史を刻む上で、大きな出来事となったことが特筆できる。

一方、日本の知財教育10年の歴史を語る上で、見逃すことができないのは、1904（明治37）年に「工業所有権保護協会」の名で設立された発明協会・発明推進協会による「発明教育」の存在がある。青少年の創造性開発育成と工業所有権制度を支える専門的知識を有した人材の育成のため、1974（昭和49）年に刈谷市と千葉市で「少年少女発明クラブ」が設置され、以降、全国に展開されていった。さらに戦前より「全日本学生児童発明くふう展」が今日に至るまで続いており、学校教育との繋がりはいささか小さいものの、社会教育の場での知財教育として捉え、知財教育前史として位置づけることができる。

4 まとめ

筆者は日本の10年の知財教育史の編纂に着手し、概ね、知財立国宣言以降の知財教育と、その前史ともいえる発明教育の経過の記録に努めた。さらには著作権教育の経過を編みこむことが求められる。

引用・参考文献

- ・発明協会「発明協会百年史」、2006